**One Asia Lawyersニューズレター**

**2018年：新年特別号**

**シンガポール**

**■シンガポールにおける外国事業体の本拠地移転制度の施行**

**１ はじめに**

　2017年修正会社法（Companies（Amendment）Act 2017）で導入された本拠地移転制度（Inward Re-domiciliation Regime）が2**017年10月11日**に施行されました。本制度のもとでは、外国事業体（Foreign Corporate Entity、以下「FCE」）は、子会社を設立することなく、その法人の登録地をシンガポールに移転することを認められるようになります。

本拠地を移転した法人は、新たな受入法域の法律（シンガポールに本拠地を移転する場合は、シンガポールの法律）の規制に従えばよいことになるため、シンガポールの方が元の法域よりも有利な税制度、規制であった場合には、本制度を利用するメリットがあることとなります。シンガポール政府としては、本制度を利用して、シンガポールの金融・財政上のインセンティブ、金融・資本市場へのアクセスの向上などを目指す企業を、シンガポールへ誘致することを目的としています。

本拠地移転制度は、新たな法的事業体を設立するものではありません。このため、外国企業としては子会社を設立することなく、シンガポールにおいて事業を行うことが可能となります。また、本拠地移転後、FCEは企業会計規制局（Accounting and Corporate Regulatory Authority、以下「ACRA」）のもとで登録されるシンガポールの法人となり、シンガポール会社法の規定を遵守しなければなりません。

**２ 本拠地移転の検討の前提**

シンガポールへの本拠地移転を申請する前提として、FCEはまず元の法域が他の法域への本拠地移転を認めているかを確認する必要があります。この点、日本の法制度としては、この本拠地移転を認めた法令はないため、日本からシンガポールへの本拠地移転制度は困難です。

現在、この本拠地移転制度が利用できる法域は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの一部のコモン・ローを採用している法域のみが本拠地移転制度利用可能法域となっています。したがって、日本企業が、これらの本拠地移転制度利用可能法域に子会社を有していた場合、子会社再編の方法として利用することが検討可能です。特に、シンガポールにヘッドクオーターを有していなかった日本企業が、新たな法人を設立することなくヘッドクオーターを有することができるなどの利用方法も考えられます。

**３ 本拠地移転の最低要件**

シンガポールへ本拠地を移すには、FCEは、後述の(a) 企業規模の要件、(b) 支払能力の基準、(c) その他の定められた要件をすべて満たすことが必要です。

これらの詳細は、2017年会社（登録移転）規則（Companies（Transfer of Registration）Regulations 2017）に定められています。

**４ 本拠地移転申請のための提出文書**

本拠地移転申請書と併せて、以下の文書をACRAへ提出する必要があります。

－　設立地における当該FCEの設立を構成若しくは定義する（ある場合）、設立証書、制定法、定款、又は覚書、条項若しくはその他の文書の認証された謄本

－　設立地におけるFCEの設立定款（又はこれに類する文書）の認証された謄本

－　FCEの取締役らが行った、当該FCEが企業規模及び支払能力の要件を満たしているか、又は登録に際して会社法第210条(1)、第211条B(1)、第211条C(1)、第211条I(1)若しくは第227条B（これらの規定は、債権者と和解するか又は和議を結ぶ会社、及び司法管理の適用に関連する。）に基づき裁判所に申請を行う意図であることの宣言

－　当該FCEの取締役らによる、最低要件が満たされているという宣言

－　払戻し不可の申請費S$1,000

**５ 登録の効果**

会社が登録されると、会社登記官は、当該FCEが会社とみなされ（会社法に定義のとおり）、会社法の全ての規定が適用される（指定することのできる適合及び修正を行った上で）旨を記載した登録移転通知を発行します。

ACRAは、全ての必要書類が提出された日から登録移転が処理されるまで最大2カ月を要するとしています。

**＜2017年会社（登録移転）規則に基づく本拠地移転の最低要件＞**

|  |
| --- |
| 企業規模の最低要件 |
| FCEは、以下の基準のうちいずれか2点を満たさなければなりません。  (a) FCEの総資産の価額が10百万シンガポール・ドル超  (b) FCEの年間収入が10百万シンガポール・ドル超  (c) FCEが50名以上の従業員を擁している |
| 支払能力の最低要件 |
| FCEはまた、以下の支払能力の要件を満たすよう確実にしなければなりません。   1. FCEが自己の債務を返済できないとされる可能性に根拠がないこと 2. FCEが、支払期限の到来する自己の債務を、その登録移転申請後12カ月の期間内に返済できること   (c) FCEが、その清算日後12カ月の期間内に自己の債務を全額返済できること（登録移転の申請後12カ月以内に清算しようとする場合）  (d) FCEの資産価額がその債務価額（偶発債務を含む。）を下回らないこと |
| その他の要件 |
| (a) FCEは、その設立地の法律のもとで設立地の移転を承認されなければなりません。  (b) FCEは、設立地の移転に関連して、当該設立地の法律の要件を遵守しなければなりません。  (c) 登録移転の申請が、  (i) 当該外国事業体の現債権者を欺くことを意図しておらず、かつ、  (ii) 誠意をもって行われていること  (d) FCEは司法管理の対象となっておらず、清算途中でないこと |

**タイ**

**■タイの民商法改正案の状況**

　2017年10月17日、タイ内閣が商務省から提出された民商法改正案を承認しました。

**１ 規制緩和される各取引**

　タイ民商法の現行法は以下の取引を認めていないため、タイにおける外資規制により内資企業との共同出資を余儀なくされる外資系企業にとって使い勝手の悪い状態でした。

　＜改正案が認めようとしている取引＞

ア　株式公募（第三者割当増資）  
イ　債務株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））  
　　（債務と資本の交換。新株を発行して代金の代わりに債務と相殺する  
　　　という手法。）  
ウ　優先株式の条件変更  
エ　優先株式から普通株式への転換  
オ　自己株式の保有  
カ　取締役や従業員等を対象とした第三者割当による新株発行  
キ　公募債の発行

　しかし、今回の改正でこれらの取引が認められれば、ストラクチャー策定の際により幅のある柔軟な手法を検討することができるようになります。

**２ 吸収合併（Merger）**

　そして、もう一つ、大きな違いとして吸収合併（Merger）の導入も挙げられます。吸収合併の利点は次のような点があげられます。

　現行法で認められている会社買収方法は、株式取得によるものと事業譲渡以外には、新設合併（Amalgamation）のみであり、吸収合併は認められていません。

　新設合併と比べて、吸収合併のメリットは、会社を新設する必要がなく、既存の会社をそのまま残せるところです。新設合併の場合は、A社がB社を買収しようとする際に、わざわざC社を新設した上で、A社、B社は共に消滅することになります。

　他方、吸収合併では、A社は、B社をA社内にそのまま取り込む形となり、B社は消滅しますが、A社は存続します。

　さらに、事業譲渡と比べてのメリットとしては、全ての資産や権利義務が合併の効果として自動的に存続会社に帰属することです。事業譲渡の場合は、自動的に引き継がれないものも多く、その場合は、それらの一つ一つの契約関係を洗いだし、対応しなければなりません。

**３ 今後の動向**

　現在、あくまでもまだ草案の段階であり、今後、内閣や国会で検討されたうえで法令として最終化されていきます。今回の改正は、すでにタイに進出している、又はこれから進出する企業にも、買収ストラクチャリングにおいて与える影響は大きく、改正案の今後の議論の行方が注目されます。

**マレーシア**

**■マレーシアにおける消費者保護法改正**

1. **はじめに**

　マレーシアにおける消費者保護法（Consumer Protection Act）が改正されました。また、同時に割賦販売等に関する規制（The Consumer Protection（Credit Sale）Regulations 2017） も制定されています。

1. **新規制の概要**
2. The Consumer Protection（Amendment）Act 2017 （以下、「**CPAA**」）は 2017年5月18日に官報に掲載されています。CPAAはConsumer Protection Act 1999を改正する法律となります。ただし、CPAAが効力を生じる日は未だ定められておりません。
3. CPAAに従い、The Consumer Protection（Credit Sale）Regulations 2017 （以下、「**CSR**」）が制定され、2018年1月1日に効力が生じるとされています（CSRは2018年1月1日以降に締結されるCredit Sale Agreementsに対して適用されます）。
4. CPAAはCPAに新しくPart IIIA（Credit Sale Transactions）及び24K条～24AA条を付け加えています。
5. **契約**
6. **Credit Sale Agreement**は、買主（消費者）と Credit Facility Provider（割賦販売業者）との間で締結され、下記の内容を含むものとされています（CPA24L条）。
7. 販売信用（Credit Facility）は商品の購入に関し、Credit Facility Providerから買主に対して提供される
8. 購入商品のクレジット決済は分割でCredit Facility Providerに対して支払われる
9. CSRは適用される契約を家電、携帯電話、健康器具、貴金属等の10品目に限定しています（CSR別表１）。
10. **書類手続**

　契約書締結に先立って下記事項を遵守する必要があります（CPAA24N条）。

1. 売主又はCredit Facility Providerから買主となる者に対するCSRの別表２第１部に従った条件を記載した書面（**Financial Obligations Statement**）の提示
2. 買主から①Credit Facility Providerからの同意書（内容はCSRの別表２第2部に従う）を取得した売主又は②Credit Facility Providerに対する直接申込書の提出
3. Credit Facility Providerから買主に対するCredit Facilityを付与する同意書の送付
4. 売主又はCredit Facility Providerから買主となる者に対するCredit Facilityを付与する署名済最終同意書（**Consent Statement**）の提出
5. 買主となる者がCredit Facility Providerを契約と締結することを選択した場合の契約書作成
6. Consent Statementの提出から契約締結まで10営業日必要（ただし、買主となる者が望んだ場合は、3営業日後に契約を締結することが可能）
7. Credit Facility Providerは契約書をその作成後21日以内に買主に対し提出

上記(i)及び(iv)、(vi)に違反したCredit Facility Providerには罰則があり、(i)及び(iii)、 (iv)、(v)、(vi)に違反した契約書は無効となることに注意が必要となります。

1. **申請手数料**
2. Credit Facility Providerは買主となる者に対し、申請に関する手数料を請求することができます（CPN24N(3)条）。
3. 申請手数料は①融資総額がRM30,000以下であればRM50以内とし、②融資総額がRM30,001以上であればRM51～RM100と定められています（CSR別表3）。
4. Credit Facility Providerが①融資を拒否した場合又は②契約を締結しないことを決定した場合には手数料を返還しなければなりません。
5. **契約書（Credit Sale Agreement）**

（１）契約書は下記項目を満たさなければならず、違反する契約書は無効となります（CPA24O条及びCSR5条）。

1. 書面によること
2. 公用語又は英語であること
3. 黒字、Arialフォントであること
4. 文字の大きさが10ポイント以上であること
5. A4に印刷されること

（２）契約書には下記項目が含まれていなければなりません（CPA24P条及びCSR6条）。

1. 効力発生日
2. 支払回数
3. 1回当たりの支払金額、受領者、場所
4. 支払日
5. 支払が現金以外である場合にはその詳細
6. 商品の詳細
7. 商品の保管・使用場所
8. 遅延利息、手数料、保管料、回収費用、引渡手数料等その他の費用
9. 買主及びCredit Facility Providerの権利義務
10. Financial Obligations Statementの内容
11. その他24P条記載の情報
12. **予約手数料**
13. 売主及びCredit Facility ProviderはConsent Statementの提出後、予約手数料（商品価格の5％以内）を請求することができます（CSR9条）。
14. この予約手数料は契約締結後、デポジットとして扱われ（CSR10条）、Credit Facility Providerによる契約の拒否などの場合には返還しなければなりません。
15. **デポジット**
16. 売主及びCredit Facility Providerは契約締結後、デポジット（買主とCredit Facility Provider間で別段の合意しない限り、商品価格の10％以内）を請求することができます（CSR10条）。
17. 売主又はCredit Facility Providerは契約締結後、商品を引き渡せなかった場合はデポジットを10営業日以内に返還しなければなりません。
18. **利息（Terms Charges）**
19. CSR11条によれば、契約書に利息を明示する必要があります。
20. 利息は固定利率（15％以内）でなければならず、CSP別表4の計算式に従って計算しなければなりません。
21. 買主・Credit Facility Provider間で合意しない限り、契約締結後は請求できません。
22. **その他の費用（Ancillary Charges）**

　CSR13条によれば、credit facility providerがその他の費用を請求する場合、Financial Obligations Statement及び契約書に項目を記載しなければなりません。

1. **遅延損害金**

　遅延損害金は年率5%を超えてはならず（CSR14条）、CSR別表6に従って計算されなければなりません。

1. **分割期間**

　分割払いは月単位で行われなければならず（CSR15条）、商品の受領時から60ヵ月を超えてはなりません。

1. **繰上げ返済（Early Settlement）**
2. Credit Facility Providerは買主に対し、繰上げ返済を許可しなければなりません（CSR16条）。
3. 買主が繰上げ返済を選択した場合、Credit Facility Provider は法定のリベートを払う必要があります（CSR17条）。
4. 法定のリベートはCSR別表4の計算式に従って計算されます。
5. **買主の債務不履行**
6. 買主が2回連続分割払いを行わなかった場合、Credit Facility Provider は21日以内に①未払金及び遅延利息の支払い②残金全額の支払い③商品をCredit Facility Providerに譲渡した上で契約を終了するという3つの選択肢の内1つを選択するよう通知しなければなりません（CPA24V条）。
7. 買主が上記選択をしなかった場合、Credit Facility Provider は法的手続きを取ることができます。
8. **掲示**

　Credit Facility Providerは店頭若しくは適切な場所に公用語及び英語で下記条件を掲示しなければなりません（CSR20条）。

1. 利息（Terms Charges）
2. その他の費用（Ancillary Charges）
3. 契約までの期間が10営業日又は3営業日のいずれか
4. 分割払いの期間
5. **認証カード（Authority Card）**
6. Credit Facility Providerは従業員等に対し、認証カードを発行しなければならず、カードを保有しない者は債権の回収、商品の受領することができません（CSR23条）。
7. Credit Facility Providerは全てのカードの記録を管理・更新しなければなりません。
8. **記録**

　Credit Facility Providerは７年間支払いの記録を維持しなればなりません（CSR24条）。

**ベトナム**

**■ベトナムにおける自動車関連事業の条件に関する規定**

**１ 規則の概要**

ベトナム政府は2017年10月17日、自動車の生産、組立、輸入及び保証、メンテナンスサービス事業を営むための要件を定めた政令Decree 116/2017/ND-CP号を公告しました。

　本政令は公告日から発効し、現在ベトナムで活動している自動車メーカーは発効日から18カ月以内に、ベトナム国内への自動車の輸入者は2018年1月1日から本政令に従うよう規定されています。

　本政令は、(Ⅰ)総則、(Ⅱ)生産・組立条件、(Ⅲ)輸入事業条件、(Ⅳ)保証・メンテナンスサービス事業条件、(Ⅴ)これらの事業活動に対する国家管理、(Ⅵ)施行条項の計6章33条及び附属書Ⅰ：生産・組立企業の物理的施設に関する最低要件、附属書Ⅱ：各事業活動に関連する申請書・許可書・報告書類の雛形で構成されています。

**２ 規則公告の背景**

ベトナムでは従来、法律、政令、通達、その他関係機関や地方が出す様々な文書によって各事業を営むための要件が定められていましたが、2014年改正の新投資法に伴い、事業要件は法律や政令でしか定めることができなくなりました。そのため省庁や地方が通達等の形式で出していた各種要件が2016年7月1日をもって基本的に撤廃され、その後政令として再整備されています。

　もともと投資法で定める「条件付業種」でなかった自動車の生産・組立・輸入は2016年11月の法改正で2017年7月1日から条件付業種に加えられ、今回の政令はこの条件を定めたものになります。

なお自動車の輸入に関しては、それまで2011年の商工省通達で規制されており、これが2016年7月1日を持って失効したはずという議論もあり、規則が不明瞭な状況が続いていました。

**３ 規則の主なポイント**

**・自動車の生産・組立**

　生産・組立事業では主に次の要件を満たす必要があります（第7条）。

　・物理的施設：

a) 本政令附属書Ⅰの要求をクリアした工場、組立ライン、溶接ライン、塗装ライン、品質検査ライン、テストコースの合法的使用権を保有すること

b) 企業が所有する、又は賃貸する、又は企業の正規ディーラーシステムに属する、本政令の規則をクリアした保証・メンテナンス施設を保有すること

・生産・組立ラインの技術的責任者が機械又は自動車分野の学士号以上の最終学歴を保有し、自動車の生産・組立分野で少なくとも5年以上の経験を保有すること

申請は、附属書Ⅱの雛形に従い設備一覧や生産エリアの説明・設計書、技術的責任者の資格証明書、保証・メンテナンス施設を証明する書類等を提出します。

また、生産・組立条件を満たすことの証明書が発行された企業は商工省が24カ月おきに定期検査することになっており、自動車メーカーは毎年1月30日までに生産・組立状況を商工省に定期報告することになっています。

**・自動車の輸入**

　輸入事業では新車と中古車についてそれぞれ規則が定められていますが、ここでは新車に絞って説明します。

　輸入事業を営むには主に次の要件を満たす必要があります（第14、15条）。

・「企業」であること

・企業の所有する、又は賃貸する、又は企業の正規ディーラーシステムに属する本政令の規定を満たす保証・メンテナンス施設を保有すること

・外国の自動車メーカーに代わってベトナム国内での輸入車のリコールを実施する権限を保有すること

　一方、今回の政令で企業が頭を抱えているのが、後述しますが、輸入車の品質保証面で求められている、外国所管機関が発行する輸入車の「型式品質証明書」[[1]](#footnote-1) (写し)と、輸入ロット毎(ひとつの輸入申告書を1ロットとする)に各型式を代表する実物車両が排ガス及び安全技術品質検査を受けなければならない、という規則です（第6条）。

**・保証、メンテナンス**

保証、メンテナンス事業を営むには、主に次の要件を満たす必要があります（第21条）。

* 施設が企業の合法的使用権を持つ土地に建設されていること
* 車両の引受け、引渡し、メンテナンス、修理、出荷検査、管理室、部品庫、洗車場の各区画があること
* 自動車の保証、メンテナンス業に必要な用具・設備が揃っていること
* エンジンや車両の技術的状態を診断する設備があること
* 保証、メンテナンス業に必要な人材、品質管理システムを保有すること
* 国内/外国自動車メーカーが保証・メンテナンスに必要な部品の供給や技術的サポートを行うことを約束していること

**４ 企業の反応**

今回の政令に関しては、特に輸入では規則適用まで2か月半程度しかなく、実際の手続きにあたって具体的に求められる証明書が不明瞭なことから、各社が輸入計画を一時延期するなどの対応をしていると報道されています。

例えば、「型式品質証明書」が各国では基本的に国内向けの車両にしか発行されず、輸出向けには発行されない類のものである[[2]](#footnote-2)、従来は同型車両であれば1度の検査で済んだものが、今回は1ロットごとに1台を検査に出さなくてはならないといった問題が指摘されています。

メーカーも適用までに1年半の猶予はありますが、テストコースが新規則では800mと定められ、現状各メーカーでこれをクリアしている例は少ないとされており、施設拡充を進めていく必要があります。

**５ ベトナムにおける規則制定の課題・注意点**

　ベトナムでは通常、国会で「法律」(Luat/Law)が制定され、その下位規則として政府によって「政令」（Nghi Dinh/Decree）が公告され、その政令の施行ガイドラインとなる「通達」（Thong Tu/Circular）が関係省庁より出されて本格運用となりますが、本政令でも見られるように規則適用までに十分な時間が無いことが多くあります。また、本政令のガイドライン通達も12月末に出るという報道がありますが、本原稿執筆時点では存在が確認できません。

**インドネシア**

**■インドネシアにおけるフィンテックの提供に関する規制**

**１ フィンテックの提供に関する規制**

インドネシア中央銀行（以下、「中央銀行」）は、2017年11月30日付で、フィンテックの提供に関する規制（Bank Indonesia Regulation Number 19/12/PBI/2017、以下、「本規制」）を発布し、翌12月7日にこれを公表しました。本規制は、中央銀行によるフィンテックについての初めての概括的な規制であり、2018年1月1日に発効するものとされています。

本規制の目的は、金融分野における技術革新の促進、消費者の保護、リスクマネジメント及び慎重性原則の実施、並びに、通貨及び金融制度の安定性の維持と効果的で安全な支払システムの維持のために、フィンテックの実施・実行を規制する点にあります。

同目的達成のために、本規制は、大きくいって、フィンテックプロバイダーの登録制度とこれに基づく種々の義務を規定し、他方で、仮想通貨の決済手段としての使用の禁止を規定しています。

**２ 規制の概要**

**（１）フィンテックの分類**

本規制により規制されるフィンテック[[3]](#footnote-3)は、以下のように分類されています。

　(a) 支払システム

　(b) マーケットサポート

　(c) 投資管理及びリスク管理

　(d) 貸付、ファイナンス及び資本調達

　(e) その他の金融サービス

そして、上記のように分類化されたフィンテックの活動が、以下の基準を充たすものである場合、本規制に従い、原則として中央銀行への登録が必要となります。

　(a) 革新的であること

　(b) 商品、サービス、技術及び／又は既存のファイナンシャル事業モデルに影響を及ぼし得ること

　(c) 公共の利益に適い得ること

　(d) 幅広く使用可能であること

　(e) 中央銀行が設定するその他の基準を充たすこと

**（２）フィンテックプロバイダーの登録等**

　　上記（１）の基準を充たす活動を既に組織し又はこれから組織しようとするすべてのフィンテックプロバイダーは、原則として中央銀行への登録が必要となります。ただし、中央銀行から別途ライセンスを得ている支払システムのサービスプロバイダー及び／又は他の政府機関の賛助のあるフィンテックプロバイダーについては、登録は不要とされています。

　　ただし、上記の例外にあたる支払システムのサービスプロバイダーであっても、その商品、サービス、テクノロジー及び／又はフィンテックの基準を充たす新規ビジネスモデルについて、中央銀行に対し情報提供しなければなりません。

**（３）フィンテックプロバイダーの義務**

　　中央銀行に登録したフィンテックプロバイダーは、

　　(a) 消費者保護に関する原則を実施すること、

　　(b) 消費者のデータ及び／又は情報（取引についてのデータ及び／又は情報を含む）についての秘密を保持すること、

　　(c) リスク管理及び慎重性原則を実施すること、

　　(d) 通貨に関する法律及び規制に従い、インドネシアで行われる全ての取引についてルピアを使用すること、

　　(e) 法律及び規則に従い、反マネーロンダリング及びテロリズムファンディング防止原則を実施すること

　　(f) その他のインドネシアの法及び規則を遵守すること

　　が要求されます。また、中央銀行への登録後3か月以内に、上記義務を遵守していることについての文書を提出する必要があります。

**（４）仮想通貨の禁止**

　　フィンテックプロバイダーは、仮想通貨を用いた支払システムの提供を禁止されます。ここに、仮想通貨とは、通貨当局以外により発行される電子マネーをいい、マイニング、購入又は報償システムにより取得されたものをいい、ビットコインもこれに該当します。この規定は、インドネシアにおいて仮想通貨が適法な支払手段として認められないことに基づいており、このルールを明確にしたものといえます。

**（５）Regulatory Sandbox**

　　本規制は、フィンテックプロバイダーが、その商品、サービス、テクノロジー及び／又はビジネスモデルが、上記（１）に挙げた基準を充たすか否かを試験するためのRegulatory Sandboxを用意しています。このテスト期間は、原則として6か月とされており、同期間経過後にその試験が成功したか否かが決定されます。

成功と判断された場合、支払システムについてのサービスを提供するフィンテックプロバイダーは、その事業開始の前に支払システムサービスプロバイダーとしてのライセンスを申請することが必要となります。不成功と判断された場合、当該商品、サービス等を市場に出すことはできません。

**（６）フィンテックプロバイダーのモニタリング**

　　登録されたフィンテックプロバイダーのリストは中央銀行の公式ウェブサイト上で公表され、その活動は中央銀行によりモニタリングされます。

**３ フィンテックプロバイダーへの影響等**

　　本規制は、昨今人気の高まりをみせる仮想通貨について、インドネシアにおいて決済手段としての使用を禁止することを明確にし、フィンテックプロバイダーに対する一般的な規制を行うものであり、インドネシアにおいてフィンテックに関連するサービスを提供する事業者、あるいは今後そのようなサービスを提供しようとする事業者にとって少なからず影響のあることが予想されます。

**フィリピン**

**■フィリピンにおける外資規制大幅緩和の動き**

**１ はじめに**

フィリピンにおいては、間もなく外資規制が大幅に緩和されるとみられています。

　2017年11月21日、ドゥテルテ大統領は国家経済開発庁（The National Economic and Development Authority、以下「NEDA」）に対し、大統領通知2017年第16号により外資規制の緩和作業を促進するよう指示を出し、その中で規制緩和を目指す分野を明らかにしました。

**２ ネガティブリストの最新第11次修正**

　フィリピンでは、外資規制といえば、外国投資法（Foreign Investment Act of 1991）とは別にネガティブリストと呼ばれる大統領令において規定されています。ネガティブリストは外資規制対象分野と外資比率を列挙しており、その内容は2年毎に修正され、発行日現在のネガティブリストは第10次修正ネガティブリストです。その最後の修正が行われたのは2015年5月であり、既に2年が経過しています。2017年の年内には新ネガティブリストが発表されるとの声もありましたが、実現していません。しかし、フィリピン政府は2018年の早い時期での制定を目指しているとのことです。

**３ 第11次修正では大幅緩和の見込み**

　当初の予定よりも先延ばしになってしまっているのは、今回の修正がこれまでの修正の幅を大きく超えるからだとも言われています。まず、現在の第10次修正ネガティブリストは第9次修正ネガティブリストと大きく変わらなかったという批判がありました。これは第10次修正まではアキノ前大統領の元で行われているため、保守的な微修正に止まっていたからです。

　しかし、今回は、外資規制緩和を謳うドゥテルテ大統領が就任してから初の修正です。NEDAのペルニア長官は、事前の政府草案が不十分なものであり、より積極的な緩和案を目指しているとコメントした後、（報道によると10月上旬頃）草案をドゥテルテ政権へ提出しています。小売業の払込資本金を現在の250万米ドルから20万米ドルに大幅に減額する案も含まれているとの話があり、その実現のためには現在の憲法を改正する必要があり、それだけ思い切った緩和案だと言われています）。

　その草案に対し、この度の2017年11月21日付け大統領通知が出されました。通知では、外資規制大幅緩和作業を急ぎ進めていくことが指示され、具体的な対象分野がリストアップされました。もっとも具体的な修正案の中身や外資比率の数字等はまだ公開されていません。

**４ 緩和予定分野**

　下表が第10次修正の現ネガティブリストです。大統領通知で緩和を促している分野は赤字記載しております。

＜現ネガティブリストから緩和が目指される項目（赤字記載）＞

リストA

|  |  |
| --- | --- |
| 外資上限 | 事業分野 |
| 全面的に禁止 | 1. コーディングを除くマスメディア  2. 専門職  ▶ 薬剤師  ▶ 放射線・レントゲン技師  ▶ 犯罪捜査  ▶ 山林管理  ▶ 弁護士  3. 払込資本250万米ドル未満の小売（ただし、高級品の小売を伴う場合は除く） →20万米ドル未満へ大幅減額を目指す  4. 協同組合  5. 民間警備  6. 小規模鉱業  7. 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用  8. 闘鶏場の所有、運営、経営  9. 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通  10. 生物・化学・放射線兵器の製造、修理、貯蔵、流通  11. 爆竹その他の花火製品の製造 |
| 20％ | 民間ラジオ通信ネットワーク |
| 25％ | 1. 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない）  2. 国内で資金供与される公共事業の建築・修理 |
| 30％ | 広告 |
| 40％ | 1.   天然資源の調査・開発・利用  2.   土地の所有  3.   公営事業の管理・運営  4.   教育機関の保有・設立・運営  →高等教育機関での教育分野の外資比率を上げる  5.   米・とうもろこしの栽培・生産・製粉・加工・販売（小売は除く） |
| 60％ | 1.   証券取引委員会（SEC）管轄下のファイナンス会社  2.   証券取引委員会（SEC）管轄下の投資会社 |
| リストB | |
| 外資上限 | 事業分野 |
| 40％ | 1.  フィリピン国際警察（PNP）の許可を要する製品・原料の製造・修理・保管・流通（例：銃器、火薬、ダイナマイト）  2.  国家防衛省（DND）の許可を要する製品の製造・修理・保管・流通（例：軍用兵器、宇宙ロケット・部品、軍艦、軍用通信機器）  3.  危険薬物の製造・流通  4.払込資本20万米ドル未満の国内市場向け事業  5. 先端技術を有する、又は50名以上を直接雇用し、資本金額10万米ドル未満の国内市場向け事業 |
|  | |

※上記ネガティブリストは重要な項目を抽出したものであり、完全ではありません。  
※上表には反映されておりませんが、大統領通知では、電気や水道などのライフラインに関する分野も外資規　制緩和対象に指定しております。

　赤文字の項目で特にインパクトが大きいと思われるのは、小売業の払込資本金額を250万米ドルから20万米ドルへ引き下げる案だと言われています。日本円に換算すると3億円近い額が2千万円強まで下がるわけですから、小規模の小売業者に対してフィリピンへの扉が開くことを意味します。フィリピンは人口1億人を有する上に平均年齢が23歳と膨大な内需を抱えているので、その市場を狙っていた小売企業にようやく転機が訪れることになります。

　次に、公共事業の建設・修理が挙げられます。フィリピンのインフラ状態は必ずしも好ましい状態ではなく、特にマニラの渋滞は悪化しており、NEDAは渋滞による経済的損失は1日約80億円に上ると試算しているほどです。ドゥテルテ大統領は、経済発展のための土台であるインフラ整備を急務の課題だと捉えており、当該分野を緩和対象にした背景が窺われるのと同時に、この分野の外資規制緩和に対する政府の熱意が表れているといえるでしょう。

　この2分野以外にも、通常、外資に開放されにくい専門職分野や雇用斡旋、教育、主食である米・とうもろこし分野、また、払込資本20万ドル未満の小規模国内市場向け事業も対象とするなど、あらゆる分野で外資の力を借りながら国内経済を発展させていくという政策を現政権が採ろうとしていることがよく分かります。

**５ フィリピンと2018年**

　1億人を超える人口、公用語が英語であること、若く安価な労働力、日本からの距離、等々、これまでフィリピン進出の様々なメリットが語られてきたものの、外資規制が厳しいため、それらのメリットの割に進出企業数はそれほど多くはありませんでした。しかしながら、麻薬犯罪者の取り締まりやミンダナオ島でのIS掃討作戦など、国際社会では物議を醸し出しているものの、2016年のドゥテルテ大統領の登場により確実に国内の治安は格段に良くなり、そして、経済発展を大きな政策目標に掲げ、今、外資規制の大幅緩和へと劇的に動いています。

さらには、今日の社会状況に適した新会社法案が現在国会で審議中です。2017年11月28日に国会で第1弾の法案が通るなど、大規模なインフラ整備を目的とした財政確保のための包括的税制改革も着々と進められています。また、2018年第3四半期に着工予定の円借款によるマニラ地下鉄建設など、2018年はフィリピン経済発展のトリガーとなる年かもしれません。最新ネガティブリスト修正案を含め、動向を注視していく必要があるでしょう。

**ミャンマー**

**■ミャンマー新会社法成立**

**１ 2017年12月6日ついに新会社法が成立**

****　ミャンマーで、2017年12月6日、前月に議会を通過した新会社法案にティン・チョー大統領が署名し、新会社法が成立しました。

　旧会社法は、英領時代の1914年に施行され、100年も使われ続けたもので、現代社会に整合しなくなっていました。また、今回成立した新会社法では、外資規制の緩和が盛り込まれ、外国企業の投資活動にとっては追い風となる可能性が高いと考えられます。

以下、新法の注目すべき点をいくつかご紹介します。

**２ 新会社法の注目点**

**（１）「外国会社」の定義**

　新会社法では、「外国会社」とは、外資企業が35％を超える株式を直接的又は間接的に保有し、又は支配する会社をいいます。

　この点、旧会社法では、1株でも外資企業が保有していれば、「外国会社」とみなされ、外資規制上の制限や長期リースの保持に関する制限等を受けていました。しかし、新会社法のもとでは、ミャンマー内資企業の35％までの株式割合を保有することができることになります。マイノリティーでの出資にはなりますが、外国企業の投資活動に関して、ミャンマー国内で実施可能なことが格段に拡充されることになります。

**（２）取締役の国籍要件**

　新会社法では、取締役は全員が外国人でも構わないとされていますが、そのうち少なくとも1名はミャンマー国内に居住している必要があります。ここで、居住とは年間183日以上ミャンマー国内に滞在していることを指し、ミャンマーの周辺国で取締役の居住義務を課している国は限定的で、外資企業にとっては投資の際の1つの障害となります。

**（３）ビデオ会議等での取締役会開催**

　ビデオ会議などを利用して取締役会を開催する場合の規定が設けられました。他のASEAN諸国では、現地開催が義務付けられている国もある中で、比較的、容易に会社運営が可能です。

**（４）株式の数・株主の数**

　旧会社法では、最低2株、かつ、同一株主が2株を所有することは許されず、一人株主会社が設立できませんでしたが、新会社法では、株式の数については、最低1株でよいとされ、一人株主会社の設立が可能となりました。

　株主の数は、２名から1名に変更され、外資企業にとっては、足枷が1つはずれた形となります。

**（５）種類株式の解禁**

　旧会社法のもとにおいても、種類株式の発行は可能と考えられてきましたが、新会社法ではそのことが明確化され、資本や配当に優先・制限を付した株式、制限された議決権付き株式、無議決権株式などを発行できるようになりました。

　様々な種類株式の発行が可能となれば、外資規制に対する対応や合弁企業設立時における機関設計を柔軟に行うことができます。

**（６）定款**

　旧会社法では、モデル定款と異なる定款を作成しようとする場合は、投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration、以下「DICA」）との交渉が必要でしたが、それが不要となり、いかなる条項も記載可能となりました。また、定款変更についても、DICAの承認を待たずに、特別決議後に登録すれば足りることとなりました。

**３ 今後について**

大統領の承認により成立した新会社法ですが、その施行日は、大統領が公布する日とされおり、それがいつになるかは現時点では確定しておりません。ただ、DICAのウェブサイトによると、新会社法に合わせた運用システムの導入とスタッフの教育を行うとしており、新会社法施行日は同システムの運用開始日と合わせることになるため、2018年8月頃を見込んでいると公表されています。逆に言えば、行政の事務体制が整った後ということになるので、予定よりも後ろにずれ込むことは十分あり得ます。

新会社法において、今までよりも格段に外資企業がミャンマーに投資しやすい環境が生み出されることは間違いなく、日系企業としても大きな期待が持てるところです。

ただ、新法がどのように運用されていくのか、実務が明らかになるのは施行からしばらく待つ必要があるでしょう。

**ラオス**

**■ラオスにおける最低登録資本金要件の撤廃**

**１　一般事業における最低登録資本金について**

旧投資奨励法では、「一般事業における外国人投資家の最低登録資本金は10億キープ以上（約1,500万円以上」」であると規定されていました。2017年4月に新投資奨励法（2017年4月19日）が施行され、一般事業における最低登録資本金要件が撤廃され、投資が優遇される9分野の業種に対してのみ、12億キープ以上（約1,700万円）の最低資本金が定められていました（詳細は、2017年5月8日付当事務所ニューズレター「ラオス新投資奨励法の施行」をご覧ください）。

しかしながら、改正後は最低登録資本金の規定がなくなったにも関わらず、実務的には、当要件は撤廃されず旧投資奨励法の規定がそのまま利用されている状況にありました。

**２ 外国人投資家の最低登録資本金要件設定の解除についての通達**

　2017年11月7月に正式に商工業省より、「投資奨励法改定に伴う外国人最低登録資本金要件の解除」に関する通知が発行されたことにより、実務的に外国人投資家に強制的に課せられていた10億キープ以上の最低資本金要件は、撤廃されました。

　但し、特定の分野において、別途登録最低資本金が規定されている場合は、適用されませんので、注意が必要です（例えば、卸売・小売業においては、外国人投資家は40億キープ以上の登録資本金が必要であることが、卸売り・小売に関する商工大臣合意（2015年5月22日付）で定められています）。

　同通達は、2017年11月17日より施行されています。企業登録申請書を提出したすべての外国人投資家による申請に適用されますが、まだ企業登録が完了していないものに限りますので注意が必要です。

**３ 新投資奨励法実施に関する細則について**

計画投資省法務局によると、2018年1月4日時点では、新投資奨励法を履行するためのガイドラインや首相令（2011年4月20日付「投資奨励法実施に関する首相令（No119 ）」の改正版を発行する予定はなく、このように、個別に細則や通達が出されることが予想されますので、今後発行される規定に注視する必要があります。

これらに関連して「ラオスにおける外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する合意（草案）」が2017年11月24日に官報に公表され、パブリックコメントを募集中です。

**日本**

**■日本における労働契約法の2018年問題**

**１ 概要**

2012年の労働契約法の改正によって、2013年4月1日以降に有期労働契約を締結・更新した場合、5年後の2018年4月1日から、労働者は有期契約から無期契約への転換を申し入れることができます（このような申し込みを行うことができる権利を「無期転換申込権」といいます）。これは、従前、正社員より待遇が低く、雇用調整の対象となりやすい非正規労働者の保護の観点から導入された制度です。

**２ 無期転換申込権の発生要件**

(1) 無期転換申込権の要件は、以下のとおりです（労働契約法18条1項）。

①同一の使用者との間で有期労働契約が締結されたこと

②　①の有期労働契約が1回以上更新されたこと

③　②の更新の結果、有期効用契約の通算契約期間が5年超であること

(2) 労働者は、上記①ないし③の要件を満たす場合に限り、使用者に対して、無期転換申込権を行使することができます。

そして、かかる申込みを受けた使用者は、「当該申込みを承諾したものとみなす」ものとされており、「この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。」とされております（労働契約法18条1項）。

**３ 「同一の使用者」について**

労働契約法18条1項の「使用者」とは、労働契約の当事者としての事業主（個人ないし法人）を意味し、「同一」であるか否かの判断は、事業場単位ではなく、事業主単位で判断されます。

従いまして、法人格が異なる複数の企業に順次有期労働契約で雇用されたとしても、「同一の使用者」との間で有期労働契約が締結されたとは判定されません。このことは、親子会社間やグループ企業間であっても、法人格が否認されない限り、同様であると解されております。

**４ 通算契約期間の計算（クーリング）について**

通算契約期間の計算については、有期労働契約の契約期間によって、計算方法が異なります（労働契約法18条2項）。

(1) 有期労働契約の契約期間が1年以上の場合

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6カ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません（これをクーリングといいます）。他方、空白期間が6カ月未満の場合には、前後の有期労働契約の期間は通算されます（クーリングされません）。

(2) 有期労働契約の契約期間が1年未満の場合

有期労働契約の契約期間が1年未満の場合には、以下の「有期労働契約の契約期間」の区分に応じて、契約がない期間がそれぞれ「空白期間」記載の期間に該当するときには、クーリングされます。

|  |  |
| --- | --- |
| 有期労働契約の契約期間 | 空白期間 |
| 2カ月以下 | 1カ月以上 |
| 2カ月超～4カ月以下 | 2カ月以上 |
| 4カ月超～6カ月以下 | 3カ月以上 |
| 6カ月超～8カ月以下 | 4カ月以上 |
| 8カ月超～10カ月以下 | 5カ月以上 |
| 10カ月超～ | 6カ月以上 |

**５ 結語**

以上のとおり、2018年4月以降、労働者による無期転換申込権の行使により、使用者は、有期労働契約から無期労働契約への転換に迫られる可能性が生じることとなります。使用者側としては、無期転換申込権の行使を望まない場合には、労働者に対して、一定のインセンティブを提供して、無期転換申込権の事前放棄を求めたり（但し、如何なる場合に無期転換申込権の事前放棄が有効であるか否かは、今後、議論が必要です）、無期転換申込権の行使を前提に、無期転換後の労働条件についての就業規則等の整備をしたりするなどの対応を行う必要がございます。

　**One Asia Lawyers**

　「One Asia Lawyers」は、日本及びASEAN各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本及びASEAN各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本及びASEAN各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスからASEAN各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会、ご質問などがございましたら以下までお願い致します。

[info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal)

1. 本政令には英訳が併記されていないためベトナム語からの直訳に近い形で記載。2014年に公告されている乗用車の条件について定めた交通運輸省通達86/2014/TT-BGTVT号では同種名称の書類について「Type Approval Certificate」との英訳が併記されている。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 企業の反発を受け、後日、交通運輸副大臣が「生産国の所管機関による手続きを強制しておらず、通達では、国際協定に基づき政府が認めたその他機関等を認める形で規定する」と説明したと報道されている。

   <http://xe.baogiaothong.vn/mo-rong-doi-tuong-cap-giay-chung-nhan-chat-luong-kieu-loai-o-to-d236474.html> [↑](#footnote-ref-2)
3. 本規制において、フィンテックとは、商品、サービス、テクノロジー／又は新規ビジネスモデルを創出する金融システムにおけるテクノロジーであって、通貨の安定性、金融システムの安定性及び／又は、支払システムの効率性、流暢性、安全性及び信頼性に影響を与えうるものをいうとされている。フィンテックプロバイダーとは、このようなフィンテックの活動を組織する者をいう。 [↑](#footnote-ref-3)